

学生のみなさんへ

沖縄女子短期大学
危機管理対策委員長（学長）
平田 美紀

沖縄女子短期大学

新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた学生の行動指針について

昨日（19日）、沖縄県独自の緊急事態宣言が発出されたことを受け、「沖縄女子短期大学新型コロナウイルス感染症拡大防止に向けた行動指針」の更新をいたします。

本学でも、学生並びに教職員の安全と健康を守ることを目的に、感染症拡大防止のために引き続き取り組んで参ります。学生のみなさんのご家族はもちろん高齢や持病をお持ちの方の命を守り、医療・福祉現場を逼迫させないためにも、一人一人が「感染しない・感染させない」の意識を持つことや「新しい生活様式」の遵守をお願いしています。

本学の公式ホームページ「新型コロナウイルス感染症に関する特設ページ」等でのお知らせをこまめに確認し、十分理解の上行動するように心掛けてください。

<沖縄女子短期大学 活動制限指針レベル4>「感染蔓延期」

1. 新型コロナウイルス感染症対策に係る基本方針

- （1）感染防止の3つの条件（換気の悪い密閉空間、多数が集まる密集場所、近距離での会話や発話が生じる密接場面）が重なることを徹底的に回避すること。
- （2）外部からの訪問者は原則入構禁止とする。
- （3）不要不急の行動は自粛する。

2. 基本的な感染予防（接触・飛沫感染防止策）～“感染しない・感染させない”の意識を軸に～

- （1）アルコールによる手指の消毒や水と石けんによる手洗いを徹底すること。
- （2）人との距離は2m（最低1m）以上を確保すること。
- （3）飛沫を飛ばさないようマスクを着用すること。
- （4）屋食時間等の場（マスクを外す）では、会話を避けること。
- （5）複数人での同一箸等を使った食事を避けること。
- （6）発熱・風邪症状等がある場合は自宅で療養すること。

3. サークル・クラブ活動等（サークル室の利用含む）について

原則、禁止とする。

4. 渡航について

原則、禁止とする。やむを得ず県外へ渡航する必要がある場合、教学課へ届け出をすること。
緊急事態宣言が行われた地域へ渡航した場合、原則として帰沖後 10 日間、健康観察をしながら自宅待機すること。海外への旅行も原則、禁止とする。

5. マスク着用について

症状がなくてもマスク着用を厳守すること。ただし、運動を行う場合はマスクの着用は必要ありません。また、健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外し症状改善への対応を優先すること。

6. 感染の不安が生じた場合などについて

本学ホームページに掲載された「新型コロナウイルス感染症に対する問い合わせ」（2020 年 4 月 7 日付け）や一斉メール配信された「新型コロナウイルス感染症に罹患している可能性がある場合について（お願い）」に沿って行動してください。息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱の症状のいずれかがある場合は、最寄りの医療機関（夜間の場合は救急病院）に連絡をして、その指示に従ってください。

面接授業への出席が不安な学生は、教学課へ相談をしてください。

7. 面接授業への出席等について

上記にかかる自宅待機中の授業等の出席（遠隔課題含む）については、教学課へ連絡を取り、科目担当教員の指示に従ってください。